

## 中小企業円高緊急対策事業

# 販売戦略緊急支援事業補助金

## 募集要領

\* 申請受付期間 \* 平成23年10月24日(月) ~ 11月11日(金)

\* 申請書の提出先 \* (受付時間: 上記期間中の平日の午前9時~正午、午後1時~午後5時)

事業所等の所在地	申請書の提出先	電話番号
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-2103
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜2020	0773-62-2506
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4304
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	(公財)京都産業21 経営革新部 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	075-315-8848

## 1 事業目的

本事業は、京都府の補助を受けて創設したもので、急激な円高の影響を受け、厳しい経営環境にある中小企業者の方々が、経営の安定・発展を図るために行う、新たな市場開拓等の取組みについて、その実施される事業に必要な経費の一部を補助することで、その取組の着実な実行を応援しようとするものです。

## 2 対象事業者

本事業は、京都府内に主たる事業所等を有し、円高の影響を受け、厳しい経営環境にある中小企業者及びその団体が対象です。

※中小企業者として、本補助事業の対象となる法人及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※中小企業者の団体として本補助事業の対象となるものは、事業協同組合、企業組合等の法人格を有する団体であって、府内の中小企業者が構成員の過半数を占める団体です。（商店街関係の法人を除く）

(注1) 一部対象とならない業種もあります。（例、農林漁業、金融業など）

(注2) 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(注3) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注4) 以下の項目に該当する中小企業は除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（公益財団法人京都産業21等）と基本約定書を締結した者（特定VC）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(注5) 次の補助事業の採択を受けた中小企業者は、対象になりません。

平成23年度中小企業販路開拓展開等支援補助事業（事業実施主体（公財）京都産業21）

### 3 補助対象事業

補助対象事業は、国内外での新たな需要開拓のための取組や競合する輸入品との競争につながる取組など、新たな需要や取引先の開拓等のために行う事業です。

なお、展示会等への出展、情報収集活動、広告宣伝活動等を除き、原則として京都府内における事業展開を図るものを対象とします。

#### 対象事業の例

- ・高付加価値化のために行う商品や製品の改良、試作等の取組
- ・新たな需要や取引先の開拓等のために行う展示会への出展等の取組
- ・新たなサービスの開発又は提供、商品の新たな販売方式の導入等の取組
- ・上記の取組と併せて行う情報収集活動、広告宣伝活動、製造技術者の育成や営業担当者のプレゼンテーションスキル向上等の社内人材育成のための取組

#### <対象外となるもの>

- ・同一事業について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

### 4 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。

#### <補助対象となるもの（例）>

- ①原材料費
- ②機械装置、工具器具、備品の購入、製作、改良、据付、借用に要する経費
- ③外注加工費、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費
- ④店舗等に供する建物の賃借料、保守又は修繕費
- ⑤委託費
- ⑥広告宣伝費、ホームページ作成費
- ⑦展示会等の出展費（小間料、装飾料などの出展に要する経費）
- ⑧旅費（但し、日当やグリーン車・ビジネスクラス等の特別に付加された料金は除く）
- ⑨市場調査費（データ購入費、調査分析費等）
- ⑩専門家等に対する謝金、社内人材育成のための研修費
- ⑪会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、光熱水費、通訳料、翻訳料、保険料、雑役務費（事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れたアルバイトの賃金・交通費）等

#### <補助対象とならないもの（例）>

人件費（給与等）、借入金及び支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、不動産増築費、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用

## 5 補助率等

### (1) 補助限度額

200万円 ※交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

### (2) 補助率

2分の1以内

### (3) 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として、補助金の交付決定日(12月上旬予定)から平成24年3月31日(土)までです。

ただし、以下の場合は補助金の交付決定日以前の事業着手(契約行為、発注等)を認めます。

- ①平成23年4月1日以降に着手し、平成23年10月7日以降も継続している事業。
- ②平成23年10月7日以降に着手した事業。

※補助金交付決定日前に事業に着手する場合は、事前着手届の提出が必要となります。

- ・平成23年4月1日以前に、事業に着手したものは、補助金の対象外となります。
- ・平成23年10月6日までに事業完了したものは、補助金の対象外となります。
- ・平成24年3月31日までに事業完了(支払を含む)しないものは、補助金の対象外となります。

#### 補助対象期間の考え方

事 例	4/1	10/7	交付決定日	3/31
○交付決定日以降に 事業着手 3月31日以前に 事業完了			事業着手-----完了	
○4月1日以降に 事業着手 3月31日以前に 事業完了		事業着手----- (事前着手届提出)		-----完了
○10月7日以降 交付決定日以前に 事業着手 3月31日以前に 事業完了			事業着手----- (事前着手届提出)	-----完了
×4月1日以前に 事業着手	×			-----完了
×10月6日以前に 事業完了		×		事業着手-----完了
×3月31日以降に 事業完了				-----完了 -----完了

## 6 応募手続き

交付申請書等の様式は、(公財)京都産業21のホームページからダウンロードできます。

また、申請書提出先窓口でも交付申請書等の様式を配布します。

### (1) 提出方法

平成23年11月11日(金)までに申請書提出先へ持参してください(郵送では受けません)。

申請書等の受付時間は、上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。

## (2) 提出書類

○印の書類を2部提出してください。申請時には、全ての必要書類が整っていることを確認してください。【(★)の書類については、1部は原本(押印したもの)が必要です。】

書類名	区分	法人	個人事業者
交付申請書(様式第1号)(★)		○	○
事業計画書(様式第1号の1)		○	○
2期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し ※直近2期分のもがない場合は、最近1期分の決算書の写し		○	—
2期分の確定申告書の写し ※直近2期分のもがない場合は、最近1期分の確定申告書		—	○ ※左記の書類がない場合は、税務署の受理印のある「個人事業の開廃業等届出書」の写しを提出してください
履歴事項全部証明書(法人登記事項証明書)(★) (申請日から3カ月以内に発行されたもの)		○	—
納税証明書(府税に滞納がないことの証明書)(★) (申請日から3カ月以内に発行されたもの)		○	○
事前着手届(様式第2号)(★) ※交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も御提出ください		○	○

※「納税証明書(府税に滞納がないことの証明書)」の交付については、別添の説明書を参考にしてください。

詳しくは、所管の京都府府税事務所、京都府広域振興局税務室にお問い合わせください。

## 7 審査

御提出いただいた申請書は、審査委員会において、次のような観点から総合的に評価・審査し、採択事業を決定し、平成23年12月上旬(予定)に文書により各申請者に審査結果を通知します。

<評価基準>

- ①事業の必要性(円高の影響の程度)
- ②事業の妥当性(円高の課題を踏まえた、現実的で具体的な、緊急性のある事業計画であるか)
- ③事業の効果(見込まれる成果、波及効果等)

※補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。

※補助金の支払いは、精算払いとします。

※審査委員会は、非公開で行われ、審査経過等に関するお問い合わせには応じられません。

## 8 問合せ先

「申請書提出先」の各機関または「京都府商工労働観光部ものづくり振興課」まで、お問い合わせください。

京都府商工労働観光部ものづくり振興課

TEL 075-414-4851 メールアドレス monozukuri@pref.kyoto.lg.jp